

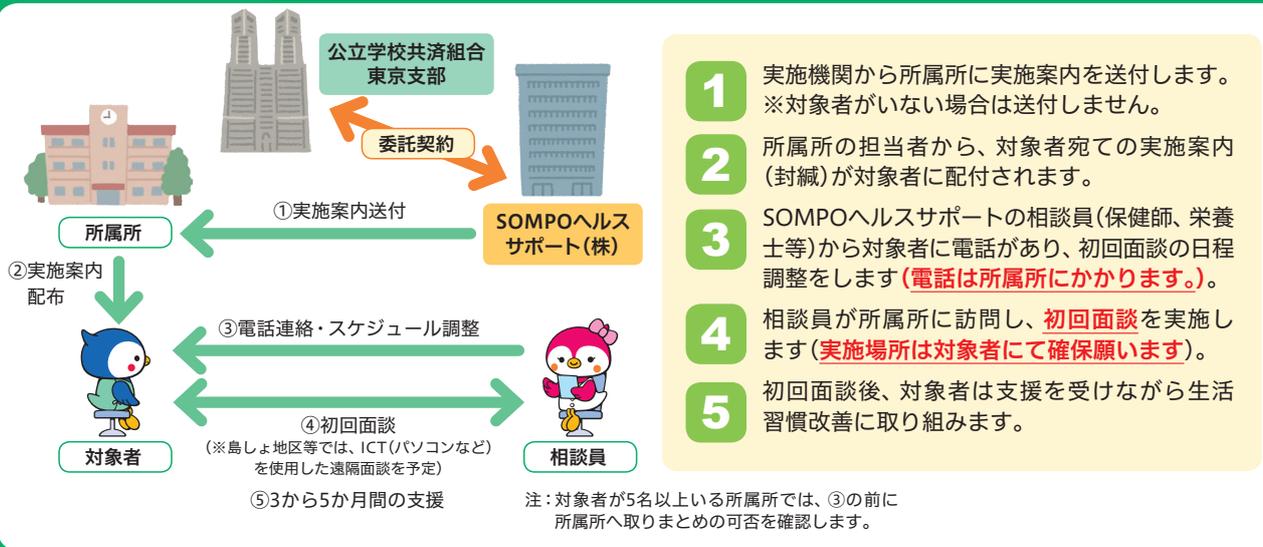
組合員の皆さまへ

訪問型特定保健指導のご案内

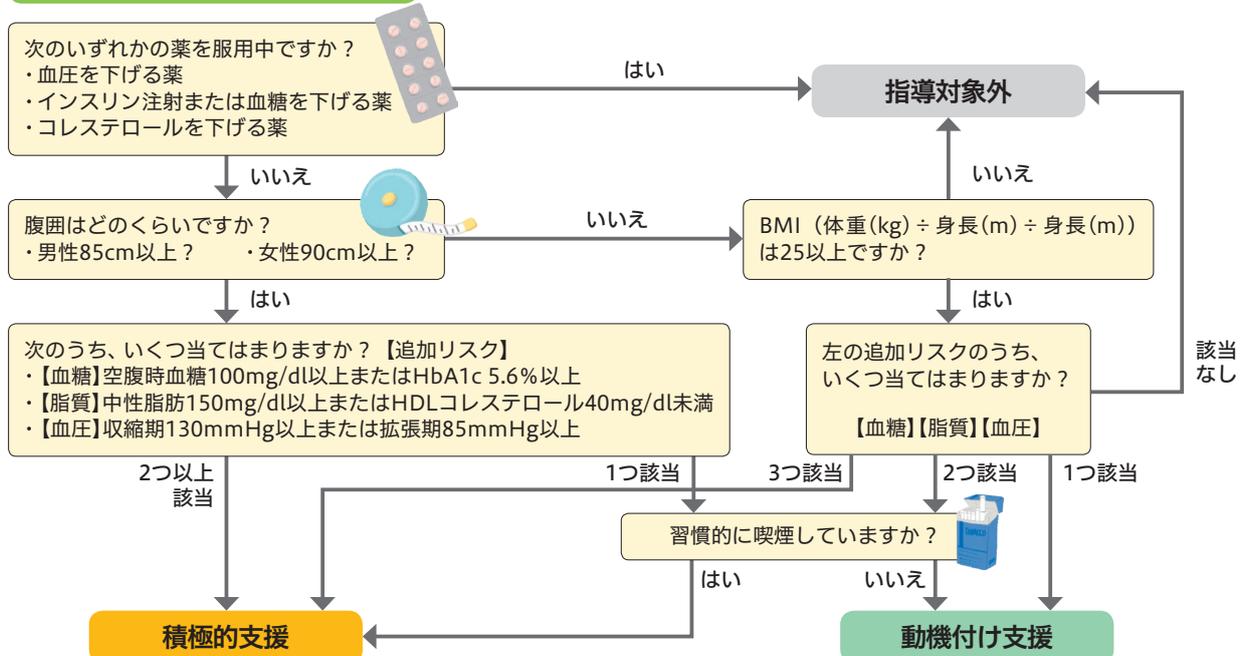


健康診断結果から生活習慣病のリスクが認められた方に対して、法令に基づいて「特定保健指導」を実施しています。組合員の皆さまには、SOMPO（ソポ）ヘルスサポート(株)に委託し、職場に専門職が訪問して初回面談を行う「訪問型特定保健指導」などを実施します。「忙しいから…」、「自分はまだ大丈夫…」と思っても、生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。忙しい皆さまだからこそ！対象となった場合は、一度ゆっくり自分の体と向き合ってみませんか。

実施の流れ



特定保健指導 対象者選定基準



※2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、「動機付け支援相当」の実施でも可能となる場合があります。動機付け支援相当となるのは、当該年度に積極的支援に該当した方のうち、前年度も積極的支援に該当し、かつ積極的支援を終了した方のうち、BMIが30未満の場合は腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上、BMIが30以上の場合は腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している方となります。

問合せ先 福利厚生課厚生事業担当 ☎03-5320-6821